

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件	本告示
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	主要な送付先と考えられる中国やロシアが入っていないが、この法案で全取引数・金額のどの程度カバーできるのであろうか。	通知対象の国又は地域の法制度が整備されていなければ通知の実効性に欠けること等に鑑み、トラベルルール（暗号資産・電子決済手段の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務）の対象は、我が国の通知義務に相当する規制が定められている国又は地域に所在する外国業者への移転に限ることとしております。 現時点において、中国やロシアは、我が国の通知義務に相当する規制が定められていないため、トラベルルールの対象外となります。 なお、暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者には、トラベルルールの対象外のウォレットとの取引については、その所有者情報を収集・保存することが求められます（犯収法施行規則第 24 条第 8 号及び第 9 号並びに第 32 条第 6 項及び第 8 項）。
2	オーストラリアでは、法が電子資金移動にトラベルルールを課しているのは、現在、銀行に限定されており、オーストラリアの電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者にトラベルルールが課されるのは 2026 年 3 月からであることから、本告示第 1 条のトラベルルール対象法域にオーストラリアが含まれていないのは理解できる。 現状、オーストラリアの銀行でも電子決済手段の取扱いを行っており、電子決済手段等取引業者が、日本からオーストラリアの銀行に電子決済手段を移転する場合、オーストラリアの銀行を犯収法第 10 条の 3 の外国電子決済手段等取引業者として捉えるのではなく、犯収法第 10 条の外国所在為替取	我が国の電子決済手段等取引業者がオーストラリアの銀行に電子決済手段を移転する場合のトラベルルールは、犯収法第 10 条の 3 の規定に基づくものです。 他方、現時点において、オーストラリアでは、我が国の通知義務に相当する規制が施行されていないことから、我が国の電子決済手段等取引業者がオーストラリアの銀行に電子決済手段の移転を行う場合であっても、トラベルルールは課されません。 なお、電子決済手段等取引業者には、現時点でも、トラベルルールの対象外のウォレットとの取引については、その所有者情報を収集・保存することが求められます（犯収法施行規則第 24 条第 8 号及び

	引業者として捉え、この支払に係る為替取引にトラベルルールが適用されると解釈してよいか。	第 32 条第 6 項)。
--	---	---------------